

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	五〇
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五〇
告示	五〇
産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	五〇
大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	五〇
保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件	五〇
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件七件	五〇
道路の区域を変更する件三件	五〇
道路の供用を開始する件	五〇
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	五〇
公告	五〇
浸水想定区域を見直した件	五〇

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第六十七号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「一号室から十号室まで及び十二号室から三十号室まで」を「五号室、六号室、八号室、十四号室、十八号室、十九号室、二十一号室から二十三号室まで、二十五号室から二十七号室まで及び三十号室」に、「四十九

号棟の二号室、」を「四十九号棟の」に、「四十七号棟の十一号室」を「四十七号棟の一号室から四号室まで、七号室、九号室から十三号室まで、十五号室から十七号室まで、二十号室、二十四号室、二十八号室及び二十九号室」に改め、「四十九号棟の一号室」の下に、「二号室」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第七百三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
  - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社あいづダストセンター 代表取締役 一重 卓男
  - 2 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神四百六十一番地  
産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - 3 福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯四千三百三十番二十三  
産業廃棄物処理施設の種類
  - 4 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条  
第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第  
八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃  
棄物の焼却施設 二基
- （一）産業廃棄物
  - (1) 汚泥
  - (2) 廃油
  - (3) 廃酸
  - (4) 廃アルカリ
  - (5) 廃プラスチック類

- (6) 紙くず
- (7) 木くず
- (8) 繊維くず
- (9) 動植物性残さ
- (10) 動物系固形不要物
- (11) ゴムくず
- (12) 金属くず
- (13) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (14) がれき類
- (二) 特別管理産業廃棄物
  - (1) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
  - (2) 感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日  
平成三十年八月十六日
- 6 縦覧場所
  - (一) 福島県会津地方振興局県民環境部環境課  
福島県会津若松市追手町七番五号
  - (二) 柳津町民課  
福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙二百三十四番地
  - (三) 西会津町民税務課  
福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙三千三百八番地
- 7 縦覧期間及び縦覧時間  
平成三十年九月二十八日から平成三十年十月二十八日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
  - 1 提出期限  
平成三十年十一月十一日
  - 2 提出先  
福島県会津地方振興局県民環境部環境課  
福島県会津若松市追手町七番五号
  - 3 意見書の記載事項（いづれも日本語で記載すること。）  
(一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(二) 対象事業の名称  
(三) 具体的な利害関係の内容  
(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

福島県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）有限会社さかとも様 貸店舗新築工事 福島県いわき市平上荒川字長尾二六、二七、二八
  - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
双葉郡葛尾村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 解除の理由  
放射性物質汚染廃棄物等処理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

- 2 いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由

二 解除予定保安林の所在場所

- 21 いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

三 解除予定保安林の所在場所

- 21 いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

- 福島市土湯温泉町字坂ノ上一八の三・二七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
板橋惣四郎 大久保鉄吉 安部市吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千四百四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津坂下町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
山内良随 遠藤安徳 大島正盛

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千九百三十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津坂下町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

- 一 所在の不明な者の氏名  
清岩寺 渡部司 安藤仙吉 佐藤清治 蓮沼忠太郎 永山重信 満田シズ 満田忠三 長谷川富士之助 長谷川和栄 長谷川信一 田部元八 田部貞造 長谷川正雄 東日本旅客鉄道株式会社
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千五百号）によること。  
（森林保全課）

福島県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
蛭田春吉
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千三百十五号）によること。  
（森林保全課）

福島県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
渡部正弥 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産區
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千三百十九号）によること。  
（森林保全課）

福島県告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
耶麻郡長瀬村 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産區 秋山半次郎 山川初江 保証責任長瀬信用購買販賣利用組合
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千三百二十号）によること。  
（森林保全課）

福島県告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産區 酒井平七 酒井平七 鈴木幸壽
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第千三百二十一号）によること。

福島県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(森林保全課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 三春線	本宮市高木字辻七七番 地先から 同 市糠沢字西笹田一 番一六地先まで	変更前	A 六・六〇 二六・〇	一、四一〇・五
		変更後	A 六・六〇 二六・〇 B 一三・八〇 一一六・一	一、四一〇・五 一、三六四・六

(道路計画課)

福島県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道上移 常葉線	田村市船引町上移字橋 本四九番四地先から 同 市船引町上移字橋 本一九〇番一地先まで	変更前	四・〇〇 一六・〇	四四二・六
		変更後	一一・〇〇 五四・〇	四四二・六

福島県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から 同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで 双葉郡川内村大字下川 内字上滝八二番六地先 から 同 郡同 村大字下川 内字五枚沢四九番三地 先まで 双葉郡川内村大字下川 内字鍋倉五〇一番一地 先から 同 郡同 村大字下川 内字上滝八三番三地先 まで	変更前	A 一四・八〇 二八・二〇 C 一六・七〇 三五・〇〇 D 一〇・二〇 六三・五〇	一一二・一 一一六・九・八 一一一・一 五〇〇・〇
		変更後	A 一四・八〇 二八・二〇 C 一〇・二〇 三五・〇〇 D 一〇・二〇 六三・五〇	一一二・一 一一六・九・八 一一一・一 五〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字上滝五 六番六八地先から 同 郡同 村大字下川内字五枚沢 四九番三地先まで	平成三〇年九月二十八日

(道路計画課)

**福島県告示第七百四十六号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
岩ヶ作	郡山市田村町糠塚字岩ヶ作	土石流	次の図のとおり
古町	同 市田村町糠塚字古町	土石流	
牛骨2	同 市田村町糠塚字牛骨	土石流	
段ノ下1	同 市田村町田母神字段ノ下	土石流	
段ノ下2	同 市田村町田母神字段ノ下	土石流	
館ノ入2	同 市田村町田母神字館ノ入	土石流	
黒甫5	同 市田村町田母神字黒甫	土石流	
黒甫4	同 市田村町田母神字黒甫	土石流	

高淵1	同 市三穂田町山口字高淵	土石流
北向	同 市中田町海老根字北向	土石流
宝ノ沢	石川郡古殿町大字山上字宝ノ沢	土石流
宝ノ沢2号	同 郡同 町大字山上字宝ノ沢	土石流
宝ノ沢3号	同 郡同 町大字山上字宝ノ沢	土石流
仮宿沢	同 郡同 町大字山上字仮宿	土石流
仮宿沢3号	同 郡同 町大字山上字仮宿	土石流
浪瀧沢	同 郡同 町大字山上字浪瀧	土石流
浪瀧沢2号	同 郡同 町大字山上字高柄木	土石流
浪瀧沢3号	同 郡同 町大字山上字浪瀧	土石流
大平沢2号	同 郡同 町大字山上字大平	土石流
大平沢3号	同 郡同 町大字山上字大平	土石流
新田沢2号	同 郡同 町大字竹貫字新田	土石流
新田沢3号	同 郡同 町大字竹貫字新田	土石流
馬場平沢2号	同 郡同 町大字山上字馬場平	土石流
飯出入沢	白河市大信豊地字飯出入	土石流
前良沢	同 市大信豊地字前良沢	土石流
後沢	同 市大信下小屋字後沢	土石流
沢入沢	同 市大信下小屋字沢入	土石流











〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿場2号	同 郡同 町大字山上字鹿場	急傾斜地の崩壊
鹿場1号	同 郡同 町大字山上字鹿場	急傾斜地の崩壊
大平2号	同 郡同 町大字山上字大平	急傾斜地の崩壊
大平1号	同 郡同 町大字山上字大平	急傾斜地の崩壊
大作	同 郡同 町大字松川字大作	急傾斜地の崩壊
東入山1号	同 郡同 町大字田口字東入山	急傾斜地の崩壊
東入山2号	同 郡同 町大字田口字東入山	急傾斜地の崩壊
明内	同 郡同 町大字鎌田字明内	急傾斜地の崩壊
竹貫田2号	同 郡同 町大字山上字竹貫田	急傾斜地の崩壊
松久保2号	同 郡同 町大字山上字山口	急傾斜地の崩壊
戸草	同 郡同 町大字山上字戸草	急傾斜地の崩壊
竹貫田1号	同 郡同 町大字山上字竹貫田	急傾斜地の崩壊
仮宿3号	同 郡同 町大字山上字仮宿	急傾斜地の崩壊
仮宿2号	同 郡同 町大字山上字仮宿	急傾斜地の崩壊
仮宿1号	同 郡同 町大字山上字仮宿	急傾斜地の崩壊
鍋作	同 郡同 町大字田口字鍋作	急傾斜地の崩壊
石畑3号	同 郡同 町大字田口字石畑	急傾斜地の崩壊

(砂防課)

公 告

公告第二百一十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、宮川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて縦覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成十九年福島県公告第六百九十号）（阿賀野川水系宮川に係る部分に限る。）は、廃止する。

平成三十年九月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(河川整備課)

